

【解説】 講師：厚地悟

今見て頂いた内容では、ある特定の作品に触発を受けて、外観上、その特定の作品と似た作品を作っています。このような場面は、芸術活動をされている方であれば、いつでも起こり得、そしてどちらの立場にもなり得る問題だと思います。

果たして、このような場面が常に「盗作」、著作権違反と言えるのでしょうか。

時間の都合上、詳しい説明はできませんが、著作権法の基本的な考え方として、著作権によって保護されるのは具体的な創作性ある表現であって、アイデアは保護されないという考え方があります。この考え方は、著作権法の基本的な考え方であるとともに、最も困難な問題ともいえます。

「創作性ある表現が保護され、アイデアは保護されない」という点を、もう少し詳しく言うと

- ・表現であっても、ありふれた表現は保護されない

- ・たとえ、斬新なアイデアであったとしても、そのアイデアを表現するための方法が1つまたは相当程度限られている場合には保護されない、ということを意味します。

実際の場面では、作品の表現の特徴部分が、特定のアイデアを表現するために限られた表現と言えるか、ありふれた表現と言えるか、そうではなく、創作的、独自の表現と言えるか、ということが問題となります。

その上で、著作権の保護対象となったとして、当該作品に依拠して、作品の本質的な部分について類似した作品を作ってしまうと、著作権侵害となります。ここでいう類似したか否かは、作品の本質的な部分について法的に類似するか否かであって、一般的に似ていたらすべて著作権侵害となるかというところではありません。

では、作品Aと作品Bを見てみましょう。

作品Aの特徴としては、

- ① イモムシがアクリル板に向かっていること
- ② イモムシがキス口をしており、キスマークがアクリル板に映っていること
- ③ イモムシのキス口が〇〇の形状をしていること
- ④ キス口の色が赤色であること

などが挙げられると思います。

「イモムシがアクリル板に向かう」というアイデアを具体的に表現するにあたっては、作品Aのような形でアクリル板を設置するという限られた方法しかないことから、この点をもって、創作的だとは言えないと思います。

もっとも、イモムシがアクリル板に向かうという表現はアイデアに過ぎないとされたとしても、作品Aは、イモムシがどのような表情をするか様々な可能性がある中で現実にはイ

モムシがなし得ないキス口をし、キスマークがアクリル板に映るという独自の表現をとっているとも言えます。この点について具体的な創作性が認められ、著作物と認められる可能性があると考えられます。もっとも、仮に、「イモムシがアクリル板に向かってキス口をする」ということを捉えてアイデアとすれば、この点でも著作権の保護対象とはならない可能性もありますが、その場合でも、キス口の表現行為が非常に創造的であれば、この点を捉えて著作権の保護対象となることも評価できそうです。

では、仮に、作品Aが著作権の保護対象となった場合、作品Bは、作品Aの著作権を侵害しているのでしょうか。著作権を侵害しているかは、作品Bが作品Aに依拠して制作されているか、作品Bが作品Aの本質的な部分と類似しているか、で判断されます。

両作品のイモムシの名前がムッチュンと、チュムンと、非常に酷似していること、作品Bの作者自身も、作品Aを知っていたことから、作品Bが作品Aに依拠していると評価される可能性があります。

この点、作品Aと作品Bとでは、作品Bがイモムシに足が生えている点や、作品Aと作品Bとではアクリル板に映ったキスマークの色が違う、などの違いがあります。もっとも、作品Aの特徴ともいえる、キス口が同一の形状であること、キスマークがアクリル板に映っていることなど同一性が認められます。

鑑賞者からして、イモムシに足が生えている点やキスマークの色が違う点がそれほど重要な意味をなさない（印象的ではない）となれば、作品Aと作品Bは本質的な点で類似性があると判断される可能性もあります。もっとも、足が生えている点で、作品Bはイモムシではない独自の表現をとっている評価される可能性もあり、その場合、類似していない、との評価も考えられます。

このように、特定の作品と似た作品がつくられたとしても、直ちに著作権侵害となる訳ではなく、著作権の保護対象となるか、著作権侵害といえるか、という点については法的な評価が難しい場合が多々あることが理解頂けると思います。

皆さんの感覚では、「これは大丈夫だろう」というものが著作権法違反となったり、他方で、「これはダメだろう」というものが著作権法違反とならない場合もあります。

著作権法違反となれば、作品Bの使用が差し止められたり、作品使用料相当額の損害賠償義務を負う可能性がありますので、自由で創造的な芸術活動をトラブルなく行うために、アーティスト活動、クリエイター活動をしておられる皆様も、著作権法についての知り、その理解を深めていくが重要だと考えています。